## 6 善監委告示第1号

令和5年11月13日付け5善監委第44号で提出した令和5年度指定管理者監査(対象団体: 丸善雄松堂・TRC共同事業体、施設名: 善通寺市立図書館)の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和6年1月5日

善通寺市監査委員 櫛田 真作 善通寺市監査委員 寿賀崎 久

## 令和5年度指定管理者監查(前期分)

監査指摘事項の取組について

## 【生涯学習課指摘事項】

規則で定める図書利用カードの様式について

新庁舎2階における本図書館のオープンに伴い、図書館に関わる関係規則の一部改正を行っているが、規則で定める図書利用カードの様式について、裏面に記載する図書館所住所が 従前のまま(文京町三丁目3番1号)となっているので是正されたい。

## 【検討結果】

善通寺市立図書館施行規則(平成20年善通寺市教育委員会規則第2号)については、令和4年1月4日から新庁舎において新図書館が開館することを受けて、必要な関係規定の改正を行った際に、図書利用カードの様式が改正漏れとなったものである。

今後、当該規則の改正を速やかに行うべく、教育委員会への議案の提出等、改正に必要な 手続きを進める。